

交付対象要件等（都市防災総合推進事業）

	災害危険度 判定調査	住民等のまちづくり 活動支援	地区公共施設等 整備	都市防災 不燃化促進	密集市街地 緊急リノベーション 事業	木造老朽建築物 除却事業	被災地における 復興まちづくり 総合支援事業
大規模地震発生の可能性の 高い地域（※1）	○	○	○	○	×	×	×
三大都市圏の既成市街地等	○	○	○	○	×	×	×
指定都市、道府県庁所在地	○	○	○	○	×	×	×
重点密集市街地（※2）を 含む市町村	×	○	○	○	○	○ (重点密集市街地に限る)	×
D I D地区	○	○	○	○	×	×	×
大規模な災害による被災地 （※3）	×	×	×	×	×	×	○
事業主体	都道府県、市町村、 防災街区整備推進 機構	市町村、防災街区 整備推進機構、 地域のまちづくり団体	都道府県、市町村、 防災街区整備推進 機構等	都道府県、市	都道府県、市町村、 防災街区整備推進 機構	民間事業者	市町村等
交付率	1/3	1/3	1/2、1/3	1/2（調査 1/3）	1/2	1/3	1/2、1/3

※1：地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、観測強化地域、特定観測地域

※2：住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日閣議決定）に基づく「地震時等に著しく危険な密集市街地」

※3：激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定に基づき激甚災害に指定された災害により被災し、同法第3条の規定に基づく措置が適用された市町村

【関連リンク】

[・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（内閣府のホームページ）](#)